



三重県公報

令和元年6月4日（火）

第 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
80	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(廃棄物・リサイクル課)	2
81	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
82	同伴	(同)	3
	公 告		
	三重県情報公開条例の規定による平成30年度における実施状況の公表	(情 報 公 開 課)	4
	三重県個人情報保護条例の規定による平成30年度における運用状況の公表	(同)	5
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜 産 課)	8
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	8
	屋外広告物講習会の実施	(都 市 政 策 課)	9
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(農産物安全・流通課)	10
	同伴	(警 察 本 部)	13
	落札者を決定した旨	(広 聴 広 報 課)	16

告 示

三重県告示第 80 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請がありましたので、同法第 9 条第 2 項において準用する同法第 8 条第 4 項及び同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定に基づき告示するとともに、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、三重県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
三重中央開発株式会社
代表取締役 金子 文雄
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所
伊賀市予野字塔ノ木 10485 番地 ほか 210 筆
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉋さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、令第 13 号廃棄物、ゴムくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - (2) 特別管理産業廃棄物 特定有害廃棄物
 - (3) 一般廃棄物
し尿処理施設及び生活排水処理施設から発生する汚泥等、粗大ごみ、焼却灰
- 5 申請年月日
令和元年 5 月 20 日
- 6 縦覧場所
津市広明町 13 番地 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
伊賀市四十九町 2802 番地 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室
伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市人権生活環境部市民生活課
伊賀市治田 3547 番地 11 伊賀市人権生活環境部環境政策課
- 7 縦覧期間
令和元年 6 月 4 日（火）から同年 7 月 3 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 8 意見書の提出期間、提出先及び記載事項
 - (1) 提出期間
令和元年 6 月 4 日（火）から同年 7 月 17 日（水）まで
郵送による場合は、令和元年 7 月 17 日（水）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。
 - (2) 提出先
〒514-8570 津市広明町 13 番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
〒518-8533 伊賀市四十九町 2802 番地

三重県伊賀地域防災総合事務所環境室

(3) 記載事項（日本語で記載するものとする。）

氏名、住所、申請者の氏名、施設の種類及び生活環境保全上の見地からの意見

三重県告示第 81 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店

津市大字藤方字中興 985 番 1 ほか 23 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	アンドレ・アー チャー・ジェイブ ス

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目 25 番 8 号	宮崎 剛
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	アンドレ・アー チャー・ジェイブ ス

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 5 日

4 変更理由

小売業者の代表者変更及び本社移転のため

5 届出の日

令和元年 5 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 6 月 4 日から同年 10 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 82 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近鉄プラザ桔梗が丘

名張市桔梗が丘 1 番町 1 街区 2 番 1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
未定	-	-

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	川西 正人
株式会社マリヤ	伊賀市上野丸之内 68-1	稲岡 寛

3 変更年月日

平成 30 年 9 月 1 日

4 変更理由

新規出店者が確定したため

5 届出の日

令和元年 5 月 17 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 6 月 4 日から同年 10 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	1,120	208	1,328
法 人	5,977	797	6,774
計	7,097	1,005	8,102

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
961	150	5,597	6,708	1,022	41	331	8,102

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳							取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒否	その他非開示	不 存 在	小 計		
件 数	7,405	723	9	11	2	155	8,305	114	8,419

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関		件 数	実 施 機 関		件 数
知 事	防 災 対 策 部	11	行 政 委 員 会 等	議 会	4
	戦 略 企 画 部	8		教 育 委 員 会	430
	総 務 部	49		公 安 委 員 会	1
	医 療 保 健 部	350		警 察 本 部	92
	子 ども ・ 福 祉 部	48		選 挙 管 理 委 員 会	0
	環 境 生 活 部	308		人 事 委 員 会	0
	地 域 連 携 部	49		監 査 委 員	0
	農 林 水 産 部	1,200		労 働 委 員 会	0
	雇 用 経 済 部	57		収 用 委 員 会	0
	県 土 整 備 部	5,348		海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
	出 納 局	0		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
	小 計	7,428		企 業 庁	317
				病 院 事 業 庁	20
				地 方 独 立 行 政 法 人 三 重 県 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	11
				公立大学法人三重県立看護大学	2
				小 計	877
			合 計		8,305

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 不服申立ての状況

平成 29 年度からの繰越件数	平成 30 年度の諮問件数	平成 30 年度審査会処理件数			未処理件数(諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
4	15	0	3	4	12	0

注 この表は、不服申立てのうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもので、平成 31 年 3 月 31 日現在の件数です。

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、平成 30 年度における運用状況を次のとおり公表します。

令和元年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

実 施 機 関		登録事務数
知事		1,008
	防災対策部	(30)
	戦略企画部	(11)
	総務部	(38)
	医療保健部	(215)
	子ども・福祉部	(150)
	環境生活部	(146)
	地域連携部	(48)
	農林水産部	(145)
	雇用経済部	(66)
	県土整備部	(155)
	出納局	(4)
議会		4
教育委員会		77
公安委員会		2
警察本部長		95
選挙管理委員会		28
人事委員会		19
監査委員		8
労働委員会		12
収用委員会		6
海区漁業調整委員会		5
内水面漁場管理委員会		3
企業庁長		17
病院事業庁長		19
公立大学法人三重県立看護大学		27
地方独立行政法人三重県立総合医療センター		18
計		1,348

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等の件数

区 分	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	17,293	1	0
審査請求件数	2	0	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

区 分		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合 窓口	案内 窓口	受付 窓口	小計			
書 面 に よ る 請 求	試験結果以外	69	1	316	386	0	0	386
	試験結果	180	0	263	443	11	0	454
口頭による請求（試験結果）		664	0	15,789	16,453			16,453
計		913	1	16,368	17,282	11	0	17,293

- 注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。
- 2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。
- 3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳						取下げ等	合計
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計		
書面による請求	試験結果以外	254	131	0	7	0	392	2	394
	試験結果	274	180	0	0	0	454	0	454
口頭による請求（試験結果）		16,453	0	0	0	0	16,453	0	16,453
計		16,981	311	0	7	0	17,299	2	17,301

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関		書面による請求		口頭による請求 （試験結果）	合計
		試験結果以外	試験結果		
知事		180	0	130	310
	防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
	戦略企画部	(10)	(0)	(0)	(10)
	総務部	(3)	(0)	(2)	(5)
	医療保健部	(33)	(0)	(121)	(154)
	子ども・福祉部	(18)	(0)	(0)	(18)
	環境生活部	(1)	(0)	(0)	(1)
	地域連携部	(0)	(0)	(0)	(0)
	農林水産部	(108)	(0)	(0)	(108)
	雇用経済部	(3)	(0)	(5)	(8)
	県土整備部	(4)	(0)	(2)	(6)
	出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会		0	0	0	0
教育委員会		6	361	7,230	7,597
公安委員会		2	0	8,481	8,483
警察本部長		101	0	1	102
選挙管理委員会		0	0	0	0
人事委員会		0	0	600	600
監査委員		0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0
企業庁長		0	0	0	0
病院事業庁長		26	0	10	36

公立大学法人 三重県立看護大学	0	93	1	94
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	77	0	0	77
計	392	454	16,453	17,299

() : 内数

4 訂正請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
0	0	0	0	1	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
訂正	非訂正	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
病院事業庁	1

5 利用停止等請求の状況 請求なし

6 審査請求の状況

区 分	平成 29 年度 からの繰越件数	平成 30 年度 諮 問 件 数	平成 30 年度審査会処理件数				未処理件数 (諮問中)
			認容	一部 認容	棄却	却下	
開示請求	0	2	0	0	0	1	1
訂正請求	0	0	0	0	0	0	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	0	0	0	1	1

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
近藤 由唯	963	令和元年 5 月 9 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

山神土地改良区（度会郡玉城町山神 710 番地）

退任理事

度会郡玉城町山神 433 番地

〃 〃 〃 682 番地

〃 〃 〃 460 番地

〃 〃 〃 218 番地

〃 〃 〃 730 番地

〃 〃 〃 441 番地 2

中 郷 進 也

中 村 幸 司

西 村 文 男

西 村 勝

高 橋 幸 久

高 橋 清 人

退任監事

度会郡玉城町山神 210 番地

大 西 正 名

〃 〃 〃 459 番地

坂 谷 勝 彦

就任理事

度会郡玉城町山神 433 番地

中 郷 進 也

〃 〃 〃 682 番地

中 村 幸 司

〃 〃 〃 460 番地

西 村 文 男

〃 〃 〃 450 番地

本 田 慶 一

〃 〃 〃 730 番地

高 橋 幸 久

〃 〃 〃 441 番地 2

高 橋 清 人

就任監事

度会郡玉城町山神 218 番地

西 村 勝

〃 〃 〃 459 番地

坂 谷 勝 彦

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 25 条第 1 項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

令和元年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施期日、時間及び実施場所

(1) 実施期日及び時間

令和元年 8 月 29 日（木）9 時 20 分から 16 時 30 分まで ※ 9 時受付開始

(2) 実施場所

津市栄町 1 丁目 891 番地

吉田山会館 2 階 第 204 会議室及び第 206 会議室

2 講習科目

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講申込書の受付期間、受付場所及び配布場所

(1) 受付期間

令和元年 6 月 4 日（火）から同年 7 月 30 日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

8 時 30 分から 17 時 15 分まで

郵送の場合は、令和元年 7 月 30 日（火）までの消印のあるものを有効とします。

定員を超えた場合は、受付を締め切らせていただくことがあります。

(2) 受付場所

三重県県土整備部都市政策課及び三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）

(3) 配布場所

三重県県土整備部都市政策課及び三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）

また、三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス（<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>）又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。

4 提出書類

(1) 屋外広告物講習会受講申込書（第 15 号様式）

（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦 4cm×横 3cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前 6 月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。）を貼付してください。）

- (2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類
- 5 講習手数料 一科目につき 2,000 円（三重県収入証紙にて納付してください。）
※ 講習科目の一部免除者は 4,000 円、それ以外の方は 6,000 円となります。
※ 納付された手数料は返還しません。
- 6 受講定員 40 人
- 7 テキスト
必須テキスト：「屋外広告の知識」全 3 巻（持参）
第 1 巻：法令編（第五次改訂版）
第 2 巻：デザイン編（第四次改訂版）
第 3 巻：設計・施工編（第四次改訂版）
※ 必須テキストがない方は受講できませんので御注意願います。
※ 法令編に関しては、第五次改訂版（令和元年 5 月改訂）を御用意ください。
参考テキスト：「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」（持参）
※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に取り扱います。
テキスト購入希望者は、直接「株式会社ぎょうせい」へお申込みください。
- 8 講習科目の一部免除
次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。
(1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
(2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
(3) 第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
(4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し
- 9 問い合わせ先
三重県県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 6 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 入札に付する事項
- (1) 案件名
三重県地方卸売市場中央監視システム改修（更新）工事
- (2) 案件の特質等
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 2 年 2 月 29 日（土）まで
- (4) 履行場所
三重県地方卸売市場 管理棟ほか（三重県松阪市小津町 800 番地）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「電気通信工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。

オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 16 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を入札時において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、「電気通信工事（1 件 1,500 万円以上）の施工実績を有する者」をいいます。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 6 月 18 日（火）17 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 企業要件（施工実績）届出書（様式第 2-1 号）

※ 記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書（竣工登録されたもの）の写し等を添付してください。登録内容確認書（竣工登録されたもの）がない場合（簡易コリンズの場合も含みます。）は、施工実績を確認できる契約書（変更契約を含みます。）、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。

- (3) 2(2)エを証明する書類
- (4) 工事費内訳書
- (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 加藤
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

- (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 内山
電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和元年7月16日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年6月28日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年7月16日（火）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年7月16日（火）15時

なお、入札書は令和元年7月7日（日）から同月16日（火）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 三重県地方卸売市場中央監視システム改修（更新）工事

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年7月16日（火）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

Renovation (update) of the Mie regional wholesale market main surveillance system

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, July 16, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Sunday, July 7, 2019 and 3:00 P.M. on Tuesday, July 16, 2019.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, July 16, 2019.

- (4) Managing Authority :

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2497

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 6 月 4 日

三重県警察本部長 難 波 健 太

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

三重県警察WANシステム端末装置等 530 式（調整等一式）

警察WAN端末 388 式

モバイル端末 142 式

- (2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和元年 9 月 30 日（月）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部警務部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和元年 6 月 20 日（木）13 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4) 機能確認書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 林

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和元年 7 月 17 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年7月5日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年7月17日（水）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年7月17日（水）15時まで

なお、津塔世橋郵便局へは令和元年7月8日（月）から同月17日（水）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課用度係

案 件 名 WANシステム端末装置等の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年7月17日（水）15時30分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural Police WAN System Terminal, etc. 530 units

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wendsday, July 17, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashipost office, between Monday, July 8, 2019 and 3:00 P.M. on Wendsday, July 17, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wendsday, July 17, 2019.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年6月4日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1	特定役務の名称	平成31年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（単価契約）
2	担 当 部 局	津市広明町13番地 三重県戦略企画部広聴広報課
3	落 札 者 決 定 日	平成31年3月27日
4	落 札 者	三重県四日市市諏訪栄町4番10号 アピカビル3階 株式会社東海アドエージェンシー三重支店 支店長 今田 正樹
5	落 札 金 額	入札価格 43,360,254円 契約金額 47,247,060円
6	決 定 手 続	一般競争入札

7 入 札 公 告 日 平成 31 年 2 月 12 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
